# トラベルルールに関する同意事項

2023 年 6 月 1 日
2025 年 3 月 12 日一部修正
ＳＢＩ ＶＣトレード株式会社

FATF（金融活動作業部会）がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF 基準）において、各国の規制当局に対し導入を求めていることに伴い、2022 年 4 月 1 日より、**トラベルルール**が導入されました。
また、2023 年 6 月 1 日には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で、暗号資産（仮想通貨）及び電子決済手段のトラベルルールの実施が義務付けられております。

【ご参考】
金融庁：暗号資産の移転に際してのトラベルルールについて
https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526-2/00.pdf
https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526-2/20230526-2.html
JVCEA：当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ
https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220301-001/
https://jvcea.or.jp/news/main-info/20230322-001/

トラベルルールの導入により、お客様が当社に預託している暗号資産及び電子決済手段を送付先である受取人（以下「受取人」といいます。）に移転するためには、一定の条件のもと、（1）お客様から受取人等に係る情報（以下で定義します。）の申告を受け当社が当該情報を保存すること及び（2）当社が受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者（以下「受取側の暗号資産交換業者」といいます。）並びに電子決済手段の送付を受ける電子決済手段等取引業者（以下「受取側の電子決済手段等取引業者」といいます。）に対し、送付依頼人情報（以下で定義します。）を通知し、当社及び受取側暗号資産交換業者並びに受取側の電子決済手段等取引業者にて当該情報を保存する必要があります。

当社は、暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者として、国際的に協調して実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を実施する観点から、トラベルルールを的確に実施していくことが求められております。当社におきましては、お客様が暗号資産及び電子決済手段の送付先を当社に登録される場合に、出庫アドレス管理画面において【実行】ボタンを押下して頂いたことをもって、本書「トラベルルールに関する同意事項」についてご理解いただいたうえで、同意をいただいたものとみなし、取り扱わせてい

ただきます。ご同意いただけない場合は、暗号資産及び電子決済手段の送付先をご登録できませんので、予めご了承ください。

【ご同意頂く事項】

（１）受取人等に係る情報の申告について

お客様が、当社に預託している暗号資産又は電子決済手段を受取人に移転させるためにその暗号資産又は電子決済手段の送付を当社に依頼する場合、当社から以下の事項について申告を求められ、申告された情報は当社にて保存されること

受取人等に係る情報

a 送付先の暗号資産・電子決済手段アドレス

b 受取人が送付依頼人（お客様）本人か否か、送付依頼人本人でない場合は、受取人の氏名、住所（法人の場合は名称、本店又は主たる事務所の所在地）に関する情報

c 受取側の暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者の有無

d 受取側の暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者宛の場合はその名称

e 取引の目的等に関する情報

（２）送付依頼人情報の通知について

当社は、お客様から以下の要件を全て満たす要通知移転取引（通知義務の対象となる暗号資産移転取引又は電子決済手段移転取引をいい、以下「要通知移転取引」といいます。）の依頼を受けた場合、当該依頼に係る暗号資産又は電子決済の送付の前またはそれと同時に、送付依頼人情報（送付依頼人についての所定の事項）を受取側の暗号資産交換業者又は受取側の電子決済手段等取引業者に通知し、当該情報は当社及び受取側の暗号資産交換業者並びに受取側の電子決済手段等取引業者で保存されること

送付依頼人情報

a 送付依頼人の氏名（法人の場合は名称）

b 送付依頼人の暗号資産アドレス

c 送付依頼人の住所（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）又は顧客識別番号

d 受取人の氏名（法人の場合は名称）

e 送付先の暗号資産アドレス

（３）（１）の申告及び（２）の通知は、FATF の勧告等に基づく国際的要請に応え改訂された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び日本暗号資

産等取引業協会の自主規制規則により義務付けられるものであり、その目的は、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぎ、かかる利用があった場合その利用を追跡可能とすることにあること

（４）（１）の申告における受取人等に係る情報及び（２）の通知における送付依頼人情報について、お客様が受取人からの同意の取得その他法令上必要な同意を取得し、また（２）の情報が通知されることについて受取人から適正な同意を得ていることを保証すること

（５）（１）の申告における受取人等に係る情報及び（２）の通知における送付依頼人情報は、真実でかつ正確であり、お客様の知り得る限り最新の情報であることを表明し保証すること

（６）（１）の申告における受取人等に係る情報及び（２）の通知における送付依頼人情報について、当社が疑義を認める場合は、当社は当社の判断によりお客様から依頼された暗号資産の送付を行わない場合があり、その場合であっても当社を免責すること

（７）（１）の申告における受取人等に係る情報及び（２）の通知における送付依頼人情報に、財務省が公表する「経済制裁措置及び対象者リスト」やOffice of Foreign Assets Controlが（OFAC）が提供する「Consolidated Sanctions List」等に該当する情報が含まれる場合、また含まれると疑われる場合は、当社の判断によりお客様との間の取引の全部又は一部を停止し、又は口座を解約させていただく等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等を遵守するために当社が必要と判断する措置をとらせていただく場合があること

（８）本書「トラベルルールに関する同意事項」は、今後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正その他関係法令の改正の内容、外的環境の変化等により内容が変更になる場合があり、その場合は、当社任意の方法によりお客様に公表すること

以　　上